

(別紙)

# 鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令(案)について

平成16年2月6日

鉄道局施設課

## 1. 改正の背景

平成15年2月に韓国大邱市で発生した地下鉄火災事故にかんがみ、「地下鉄道の火災対策基準(昭和50年制定)」の制定前に建設され現在でもこの基準を満たしていない地下駅について、利用者の安全確保の観点から火災対策の一層の充実が図られるよう所要の見直しを行います。

## 2. 改正の概要

現在の火災対策基準を満たしていない地下駅を有する鉄軌道事業者は、平成21年3月31日までに基準を満たすように所要の火災対策設備を整備しなければならないこととします。